

「ご存じですか？」
「住基カード」

住基カード(住民基本台帳カード)には、本人確認情報が記録されています。顔写真付きの住基カードは、公的な証明書として利用することができます。

各種証明書の請求時にも役立ちますので、ぜひこの機会に取得されてみてはいかがでしょうか。

◆活用例

- ・ 戸籍の届出や各種証明書の請求時
 - ・ 銀行口座の新規開設
 - ・ パスポートの発行 など
- ▼交付場所 市民課(市役所南庁舎)



▲住基基本台帳カード(見本)

1階) ▼必要なもの 公的な身分証明書(免許証など)、印鑑 ▼手数料 500円

※詳しくは、お問い合わせください。

▼市民課

☎ 23局 35111 FAX 23局 4270

運転免許証自主返納支援のための
住基カード交付手数料免除事業



高齢者の交通安全対策の一環として、70歳以上の有効期限前運転免許証自主返納者に、身分証明書として利用できる「写真付き住基基本台帳カード(住基カード)」を無料交付します。

◆受領の手順

1 住基カードの申請手続き

運転免許証の返納手続きを行う前に、住基カードの受領を希望するご本人が、市役所市民課で申請手続きを行ってください。

▼受付時間

月 金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後3時30分

▼手続きに必要なもの

運転免許証、印鑑、顔写真(6か月以内に撮影したもの/縦45mm×横35mmのパスポートサイズ/正

面、無帽、無背景のもの) ※顔写真をお持ちでない方は、市民課で撮影します。

2 運転免許証の返納手続き

田原警察署交通課で、運転免許証の返納手続きを行ってください。「運転免許の取消通知書」が交付されます。

▼受付時間

月 金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後4時

▼手続きに必要なもの

運転免許証

3 住基カードの受領手続き

再度、受領を希望するご本人が市役所市民課で、警察署で交付された「運転免許の取消通知書」をご提示ください。住基カードと交通安全グッズをお渡しします。

◆留意点

- ・ 無料交付は一人1回限りです。
- ・ 申請は、必ず住基カードの受領を希望するご本人が、市民課窓口で行ってください。
- ・ 申請期間は、運転免許証を自主返納した日から1年以内です。
- ・ 事前に自主返納された方は、お問い合わせください。

▼市民課

☎ 23局 35111 FAX 23局 4270

自動体外式除細動器(AED)を貸し出します

◆AEDとは

通常の心肺蘇生法では対応できない心肺細動の発症時に、心臓に電気ショックを与え、正常な動きを取り戻すための医療機器です。



▲AED

▼対象 市内で10名以上の市民が参加する営利を目的としないイベントの主催者

▼条件 医療従事者または普通救命講習受講者の配置

▼使用料 無料

▼貸出期間 7日以内

▼申し込み 希望日の前日までに、申請書に必要事項を記入のうえ直接または郵送・FAX・Eメールにて申請書は福祉課で配布するほか市ホームページからダウンロード可

▼貸出・返却 月 金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分に福祉課にて

※詳しくはお問い合わせください。

▼福祉課

☎ 23局 35112 FAX 23局 3545

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>